

議案第21号

新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年条例第23号）の一部を次
のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

（過料）

第18条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴
収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えない
ときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

一般廃棄物処理手数料等の徴収を免れる不正行為を抑止するため、本案を提出する。